

寛治五年曲水宴詩本文補訂

——『中右記部類紙背漢詩』九条家本断簡を資料として

後藤 昭雄

一

平安後期の漢詩集として『中右記部類紙背漢詩』がある。本書の存在は一九五三年に川口久雄氏によって明らかにされたが、一九七二年に至って『中右記部類紙背漢詩集』として『図書寮叢刊 平安鎌倉未刊詩集』に収めて公刊された。一条朝の寛弘から崇徳朝の大治に至るおよそ百二十年間の約四百六十首が存する。中御門右大臣藤原宗忠（一〇六二―一一四一）がその日記『中右記』を自ら部類した『中右記部類』の九条家旧蔵本の紙背に書写されていることから、かく仮称

されている。『平安鎌倉未刊詩集』には、その巻五・七・九・十・十八に収載されているものを、九条家本を底本とし、一部を鷹司家本により補って翻刻された。

その後、天理図書館所蔵の九条家本巻五・九が天理図書館善本叢書『平安詩文残篇』（一九八四年、八木書店）に影印として公刊されたが、私はその解題を書く準備のなかで、京都大学文学部蔵の勸修寺家本『中右記部類』巻二十八の紙背にも漢詩が書写されていることを見出し、これを紹介する論文を発表した⁽¹⁾。この論文の要点は二つで、(1)巻二十八紙背漢詩十一首（一首は残欠）は新出の作品である。よってこれを翻刻して紹介した。

(2)この十一首の前半の六首は寛治五年(一〇九二)三月十六日の藤原師通主宰の曲水宴における賦詩であり、既出の巻十八所収の十七首および巻七に錯入している三首と共に一群をなすものである。そうしてこの詩群の配列は『中右記』三月十六日条の曲水宴の記事における「文人」二十四人の記載順序と一致する。このことから、『中右記』の記述に基づいて、今は『中右記部類紙背漢詩』巻七・十八・二十八に分離、前後して書写されている曲水宴詩の原形を復元することができる。ということであった。

このように勸修寺家本『中右記部類』によって巻二十八所収の紙背漢詩の存在が明らかになったのであるが、当本は近世の写本である。勸修寺家本は二十四冊からなるが、巻十八に次の奥書がある。

此一冊者以伝来古卷(吉田重槐殿/御真筆)⁽³⁾書写畢
固不可許他見者也

天明元年七月十一日参議左大弁藤経逸

天明元年は一七八一年、江戸後期である。勸修寺家本は後世の転写本として脱字また誤写を含んでいるが、拙稿の翻刻はそれをそのまま記すよりほかなかった。

二〇〇三年、根津美術館から『植村和堂収集書画』が刊行されたが、この書に『中右記部類紙背漢詩』の断簡一葉が図版として掲載されている。一見するに、これはその特徴ある書体から、まぎれもなく九条家本の断簡であり、確かめてみると巻二十八の一部である。すなわち勸修寺家本の祖本である。これによって勸修寺家本の脱字、誤写を補訂することができる。これについて論述するのが本稿の目的である。

二

根津美術館蔵発行『植村和堂収集書画』に「45中右記部類断簡・漢詩集断簡 紙本墨書 一葉 平安時代」として、表⁽⁵⁾と紙背の写真が掲載されている。ここにその紙背の漢詩断簡を掲げる。

図1

有の宴飲樂優式用舞迄派昔主來斟酌淺深重石經
 樽中何似迴序花柳東華頻歌蟬新展扇醉友作相府
 侍周旦德有絲曲活蕭儀周
 爲於生報
 豫會地頭望珠言聖式用舞迄派昔主來斟酌淺深重石經
 沙月醉易催音月宴侍科序時親去飲馮昌塘柳隈
 月不餘力喜恩愛何母及不村
 碧流羽爵遮黃船覆後除國城後初月沙月四邊
 從灘月醉初催春能款酌隨波持棹去十八海岸四
 命法陽爲飲周云宴席外時周
 宮羽展眉醉受催
 用斟碧流藉綠苔洽飲羽爵起灘來棹展飛水石空
 上ノ宮羽展眉醉受催
 上ノ宮羽展眉醉受催

これは前述のように『中右記部類紙背漢詩』九条家本の一部である。例証として宮内庁書陵部蔵の同書卷十八の一部の書影を掲げる。

図2

上ノ宮羽展眉醉受催
 此澤初平碧綠苔
 用斟碧流藉綠苔
 洽飲羽爵起灘來
 棹展飛水石空
 爲於此宴堂上相府周
 少納一酒流宗

根津美術館蔵断簡が九条家本の一部であることは間違いない。本紙は下部が切れていて、各行末尾を欠いている。四首の詩が書かれているが、第一首の作者表記と第四首（藤宗仲作）の2行目の大部分および3行目が失われている。この一紙に該当する勸修寺家本の本文は以下の四首で、注2拙稿の翻刻は次のとおりである。

- (一) 有時宴飲樂優哉 羽爵泛流幾去來
- 斟酌淺深嫌石礙 □遲丁速任彼廻
- 岸花折采籌頻記 堤柳展眉醉受催 「受」、「更」の誤り
- 相府□伝周旦德 唯□曲活蕭儀聞 「活」、「洛」の誤り、「聞」、

「開」の誤り

散位実義

(二) 移座地頭坐緑苜 宜哉羽爵泛流来 「地」、「池」の誤り、「苜」、

「苜」の誤り

先遮石瀬巡頻唱 偏□沙風醉易催

晋日宴伝斜岸畔 魏朝飲瀉曲塘頻限

槐門月下偷為喜 恩喚何因及不材

式部大丞藤友実

(三) 碧流羽爵湛黃醅 緩泛唯過堤額来

勸任沙風巡(尚)速 □從灘月醉初催

春霞数酌随波転 曉露十分逐岸廻

□命洛陽花下飲 周公宴席此時開

宮内丞藤宗仲

(四) 閑対碧流籍緑苜 泛然羽爵起灘来 「苜」、「苜」の誤り

曉霞飛水石空礙 「」

□□(浅深)□(見) (巡行)遅速被波催

用

(注) 存疑の文字には下段に注記を付した。(「」)に入れた文字は残画による推定。欠字は□および「」で示した。

これを図1の九条家本断簡によって補訂していくが、先立ってこの曲水宴詩についての基本的な事柄を述べておこう。

この曲水宴は寛治五年三月十六日、関白藤原師実の六条殿の水閣において、その子、内大臣師通が主宰した。師通の『後二条師通記』および「文人」の一人として参加した藤原宗忠の『中右記』(6)に宴の詳細な記述がある。その賦詩についての要点は次のとおりである。

句題は「羽爵泛流来(羽爵流れに泛かびて来たる)」である。「羽爵」は杯。なお、句題詩の方法として、この五文字が右引の四首でも首聯に用いられている。序は惟宗孝言が執筆したが、『中右記部類漢詩』は詩序は採録しないので残らない。ただしその詩題および作者表記は勸修寺家本に残っている。次のとおりである。

七言暮春陪内相府曲水宴同賦羽爵泛流来应教詩一首(便用来字) 「掃部」「」

七言、暮春内相府の曲水宴に陪り、同に「羽爵流れに泛かびて来たる」を賦す。教に応ふる詩一首(便ち来字を用ゐる) 掃部

「教」は大臣の命をいう。韻字は「来」(平声灰韻)を用いている。「掃部」はこの時の孝言の官職、掃部頭である。

この詩宴で詩を賦した「文人」は『中右記』に記録されている。「公卿」「殿上人」「儒者」「文章生（文章生から任官した者）」に区別して記す。官職で記されている者もあるが、すべての作者二十四人が明らかである。⁽⁷⁾

以下、九条家本断簡によって一首ずつ前掲の翻刻を補訂していく。

第一首。作者表記がないが、これは注2の拙稿の検討により藤原俊信の作であることが明らかになる。

下部に注記を付した誤写の個所は推定のとおりである。

第4句は勸修寺家本に誤写があり、「巡□遲速任波廻」が正しい。

第8句の2字目は「隸」である。

補訂した一首全体を挙げておく。改めた文字に傍線を付す。

有時宴飲樂優哉

羽爵泛流幾去來

斟酌淺深嫌石礙

巡□遲速任波廻

岸花折朶籌頻記

堤柳展眉醉更催

相府□伝周旦德

唯隸曲洛蕭儀開

第二首。

第1句の下部に注記を付した誤写の個所のうち、「苔」は「苔」であるが、「地」は九条家本も同じで、私の推定は外れ

たことになる。しかしなお九条家本も誤っていて、本来は「池」であろう。「池頭」すなわち（池のほとり）でなければならぬ。⁽⁸⁾「座を池頭に移して緑苔に坐す」である。

第6句は九条家本も「頻」が衍字としてある。

第三首。

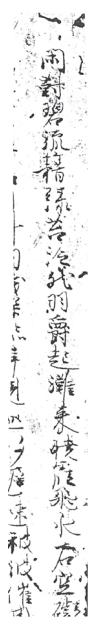
第3句の「尚」はそのとおりである

第四首。

第1句の末尾は注記のとおりである。

第4句以下の補訂については併せ用いるべきもう一つの資料がある。先掲の一片（図1）の末尾に接続する断簡が卷十（宮内庁書陵部蔵）に貼付されている。ここにこれ（B）と先の一葉の末尾部分二行（A）とを並べて掲げる（以下、A、Bと称する）。

図3 (A)



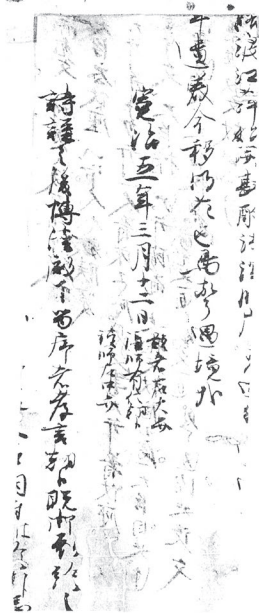
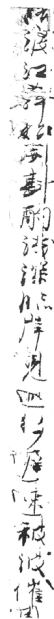


図4 (B)

Bには4行が残るが、3行目に「寛治五年三月十二日」、4行目に「序者孝言朝臣」の文字があることから、これがこの曲水宴詩の一部であることは直ちに了解される。そこでA・B両者に目を凝らすと、Aの2行目の文字の右半分が残る中央部に「浅深」の右半分と判読できる残画がある。またその下4字目は「巡」の右部分と見ることができ。一方、Bの1行目は上部は文字が残るが、真中よりやや上に「浅深」の左半分と判読できる残画があり、その下4字目は「しんにゅう」と見える。また行全体として、Aの2行目は上半分は文字がなく、下部は文字が残る。一方、Bの1行目は逆に上部は文字が残るが、下に行くにつれて文字がなくなる。これら

のことから、A 2行目とB 1行目とは合わせて一行になると考えられる。そこで、二つを複写して接合してみた。次のようになり、推測したとおりに一行になる。すなわちBは図1に直接続くものである。

図5



残画の1字目と末尾を除いて翻刻すると、次のとおりである。

渡江萍始開斟酌浅深臨岸剋巡行遅速被波催

傍線を付した「剋」はこの作業によってようやく読み得た。

この本文で考えていこう。その際に参考とすべきことがある。それはこの曲水宴詩群には同一の、あるいは類似の表現が多いということである。このことも援用する。

七言詩の第4句からになる。1字目は残画であるので後に廻し、2字目「渡」からであるが、「渡江萍始開」で切る。

前述のようにこの詩群は「来」字を韻字としているので、ここに区切れがある。そうしてこれはAの1行目下部の第3句と対句をなす。

暁霞飛水石空礙

□□渡江萍始開

となるが、後句の残画として残る2字目は「霞」と対となることから「露」ではなからうか。図1の第三首（藤友実作）

の2行目下部の「暁露」の「露」が参考になる。なおこの語は「春霞」と対語をなしているのもことと同じである。

行末尾の残画は前掲のように私は「用」と推定していたが、訂正しなければならぬ。旧稿では近世写本である勸修寺家本で判断していたが、今述べているように図5から前掲のBに続くのであるから、この「用」と読んだ字はBの第2行に続くものとして読まねばならない。Bの第2行は十三字（第一字は残画）であるが、七言であるから、この「用」と合わせて十四字、すなわち二句をなすことになる。先に明瞭な2行目を読もう。こうである。

□遺美今移得花色鳥声遇境哉

これは結びの一聯であり、七字で区切ると、

□□遺美今移得 □□の遺美今移し得たり

花色鳥声遇境哉 花色鳥声境に遇へるかな

となる。□□で示した二字に図5の末尾（先には「用」と読んだ）とBの2行目の第1字（残画）が入るのであるが、こ

れは「遺美」へ続くことから「周年」であろう。「用」と見た字は「周」であり、Bの残画は「年」の下部であろう。この推定の根拠として卷十八、第七首（源成宗作）の同じく尾

聯に

周年芳躅今伝得 周年の芳躅 今伝へ得たり

此地形勝誠美哉 此の地の形勝 誠に美なるかな

という、きわめて類似した表現がある（傍線部が重なる）。

「芳躅」はうるわしい事績、すなわち「遺美」である。

この曲水宴詩では、文人たちは曲水宴は周の周公旦によって創始されたという認識のもとに詩を賦している。その典拠は『荆楚歲時記』三月に引く『続齊諧記』に記されている。

晋の武帝の三日の曲水の由来についての質問に対して、束皙はこう答える。「臣請ふ其の始めを説かむ。昔、周公洛邑を城き、流水に因りて以て酒を汎ぶ。故に逸詩に云ふ「羽觴波に随ひて流る」と。宗仲の詩も成宗の詩もこうした理解を踏まえて、周の代に始まった良き伝統が今この宴として行われているのだ、と詠んでいる。また「周年」の例は卷十八、第十首の源重資の詩に「晋日の蘭亭風自づから扇ぎ、周年の花水跡先づ開く」とあり、他に前掲の卷二十八の第一首に「相府□伝ふ周旦の徳」、第三首に「周公の宴席此の時開く」

とある。これらのごとを踏まえて、残画として残る二字は「周年」と推定する。

以上、勸修寺家本の欠佚部分を九条家本断簡によって補い判読したが、これに基づいて第四首全体を挙げる。補訂した文字に傍線を付す。

閑対碧流籍緑苔	閑かに碧流 <small>むか</small> に対ひて緑苔を籍 <small>し</small> く
泛然羽爵起灘来	泛然たる羽爵灘より起ちて来たる
晓霞飛水石空礫	晓霞水に飛び石空しく礫 <small>また</small> く
□露渡江萍始開	□露江を渡り萍 <small>うきくさ</small> 始めて開く
斟酌浅深臨岸剋	斟酌すること浅深 岸に臨みて剋 <small>また</small> む
巡行遲速被波催	巡り行くこと遅速 波に催さる
周年遺美今移得	周年の遺美 今移し得たり
花色鳥声遇境哉	花色鳥声 境に遇へるかな

Bにはなお記事がある。3、4行目は次のとおりである。

寛治五年三月十二日マ（題者左大弁／講師有信朝臣／読師左中弁）

詩講之後博陸殿下留序者孝言朝臣脱御袴（？）給之

これは詩群の末尾であることによる記述である。3行目は宴催行の日付と出題ほかの役割を勤めた文人を記している。日

付が「十二日」となっているが、これは誤写である。十六日であることは間違いないから、九条家本の書写者が「六」を「二」と見誤ったのであろう。題者、句題「羽爵泛流来」を出題した「左大弁」は大江山房である。なお、この句の出典は未詳。詩の披講における「講師」は藤原有信、「読師」の左中弁は藤原季仲である。

4行目、講詩が終わった後、「博陸殿下」、閑白の師実が詩序を執筆した惟宗孝言を呼んで衣を脱いで与えたことが特記されている。これは衆目を集めたに相違なく、藤原宗忠は『中右記』に次のように記している。

爰に序者孝言朝臣を召して、殿下座上に御おほし乍ら御衣を脱ぎて之れを給ふ。序者庭前に下りて二拝す。老翁遇逢とよの秋なり。

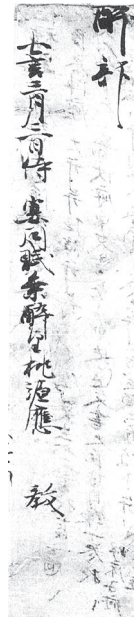
孝言は大いに面目を施したわけである。彼は師実、師通の家司、侍読を勤めており、この時、七十歳半ばの高齢にあつた。⁽¹⁰⁾

三

勸修寺家本の補訂については以上のとおりであるが、付し

て九条家本の佚文について述べておく。二つある。九条家本巻十には貼付された断簡がもう一葉ある。次のように書かれている。

図6



醉部

七言三月三日侍 宴同賦乘醉望桃原心 教

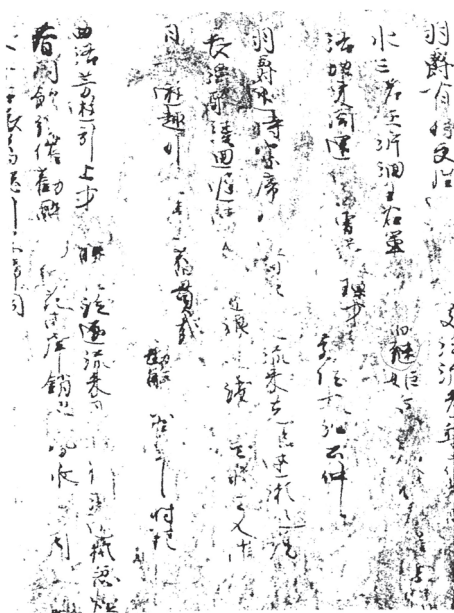
七言、三月三日宴に侍り、共に「酔ひに乗じて桃原を望む」を賦す。 教に応ふ。

これは巻十の冒頭である。現存の巻十の第一首は藤原国成の詩で、首聯は「今朝乗酔宴遊辰、眺望桃原計会新」であるが、この二句に付箋の詩題中の句題「乗酔望桃原」の五字が詠み込まれている。前述した句題詩の常套である。このことから、この二行は巻十の冒頭と断定できる。また「酔

部」という部類のあったことも知られる。

もう一つは平成九年（一九九七）十一月の東京古典会の『古典籍下見展観大入札会目録』所収、236「相撲最手記録断簡」である。その紙背の写真も掲げられていて「紙背＝佚名漢詩集断簡 平安後期写」とあるが、これも一見してその書体から九条家本『中右記部類紙背漢詩』の断簡であることが明らかである。第二節、図1参照。

図7



三首の詩が残るが、第一首の冒頭が「羽、爵、有時更往」であることから、これも本稿で検討してきた曲水宴詩の一部である。また「散位大□公仲」「勘解□官□時範」の作者表記が読み取れる。大江公仲と平時範である。なお第一首の作者名を欠くが菅原在良の作である⁽¹¹⁾。これらに依って確かめると、これは巻七の空白部分に入るものである。『平安鎌倉未刊詩集』の四三頁上に「以下底本三行空白、鷹司本コノ間次の三首ヲ載ス、但、卷十八ノ一部カ」と注記して、鷹司家本によつて三首を補っているが、これに一致する。すなわち右に掲げた断簡の三首は、ここにいう三首の祖本となる九条家本なのである。ただし、これは前掲の図1とは異なり、墨の剥落がはなはだしく、これによつて『平安鎌倉未刊詩集』の翻刻を補訂することは難しい。断簡の遺存を記しておくのみである。

述べてきたように、根津美術館所蔵のもの、そして前記「入礼会目録」所載のものと、二葉の『中右記部類紙背漢詩』九条家本の断簡が存在している。今後の更なるツレの出現を期待していいのかもしれない。

注

- (1) 川口久雄「九条家本王朝無名漢詩集の出現とその特質」(『諸橋轍次博士古稀記念論文集』、一九五三年)、同氏著『平安朝日本文学史の研究』(明治書院、一九六一年)に収録。
- (2) 拙稿「中右記部類」卷二十八紙背漢詩をめぐって(『ピブリア』第八二号、一九八四年)。「平安朝漢文文献の研究」吉川弘文館、一九九三年に収録。
- (3) へへ内は原文では双行注である。
- (4) このことは「植村和堂収集書画」の「作品解説」にも「九条家旧蔵本の一部と見られ」と指摘がある。
- (5) 「官奏次第」と「不勘定」の項目があり、その記事が引用される。
- (6) 二書共に「大日本古記録」に入る。以下の論述においてはこれによる。
- (7) 注2拙稿参照。
- (8) 「中右記」に宴の参加者の着座の次第が記されており、「次文人等引着」水辺座」とある。
- (9) 遡つては『和漢朗詠集』巻上、三月三日所引の藤原篤茂の詩(41)に「水成^二巴字^一」初三日、源起^二周年^一後幾箱」の例がある。
- (10) 吉田靖雄「惟宗孝言伝考」(『歴史研究』第二〇号、一九八二年)参照。
- (11) 注2拙稿参照。